

新型コロナウイルス感染拡大防止支援金 に関するQ&A

1 支援はいくらですか。

(答) 1 施術所につき、10 万円です。

2 どのような施設が支援の対象になりますか。

(答) 「あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律」第9条の2第1項又は、「柔道整復師法」第19条第1項の規定に基づき、知事に施術所の開設届をしており、今後も運営をしていく事が必要です。

3 これから、開設届をする施術所は対象になりますか。

(答) 対象です。

4 現在、休止している施術所は対象ですか。

(答) 申請時点で営業を再開し、今後も感染拡大を防ぎながら営業を続ける場合は、対象です。

5 複数開設している施術所は、施術所ごとに申請
できますか。

(答)はい。施術所ごとに申請ができます。

6 出張のみの営業は、対象になりませんか。

(答)対象になります。出張のみであっても、感染
拡大防止のガイドラインに沿って営業を行って
ください。

7 同一の開設者があん摩鍼灸の施術所開設と出
張営業の両方で営業していれば、2施術所とな
りますか。

(答)1施術所です。

8 どのように申請しますか。

(答)施術所の届出をしていれば、県から申請書を
郵送します。

また、これから施術所の届出をする場合は、
管轄の福祉保健所で申請書入手又は、県の
ホームページや県庁1階の県民室でも入手でき
ます。

9 申請できる期間は、いつまでですか。

(答)令和2年11月1日から令和3年2月28日までです。(2月28日の消印有効。)

10 申請書の添付書類で、「振込口座と口座名義がわかる通帳等の写し」とありますが、通帳がない場合は何が必要ですか。

(答)銀行のキャッシュカードのコピーを添付してください。

11 鍼灸師会の会員ですが、営業していることがわかる書類は必要ですか。

(答)鍼灸師会の会員は、鍼灸師会からまとめて営業証明書を県に提出しますので、施術所から提出の必要はありません。

12 鍼灸マッサージ師会の会員ですが、営業していることがわかる書類は必要ですか。

(答)鍼灸マッサージ師会の会員は、鍼灸マッサージ師会からまとめて営業証明書を県に提出します

ので、施術所から提出の必要はありません。

13 申請書の添付書類で、「令和2年度に営業を行っていることがわかる書類の写し」とありますが、具体的なものとしては何が必要ですか。

(答)売上台帳、現金出納簿等の写しなど、毎月の運営がわかるものを添付してください。

14 添付書類の営業証明は、国保連合会に請求する診療報酬支払通知書の提出をしたいが、通知が2ヶ月遅れで来るため直近の証明ができません。どうすればよいですか。

(答)最終月の通知書の余白に、〇月〇日営業中等を記載し押印してください。

15 令和2年4月以前から営業していますが、コロナ禍で収入がないため、売上台帳に何も記載がない場合は何を添付すればよいですか。

(答)施術所の写真(外観と施術所内)と毎月の収入が0円の申立書(氏名・押印必要)を添付してください。

また、出張のみの営業の場合は、毎月の収入が0円の申立書に出張のみで営業していることを記載してください。(写真不要)

16 住所と開設者が同じで、建物の1Fと2Fでそれぞれ、鍼灸と接骨院を営業しています。1施術所になりますか。

(答)2施術所です。

17 国の持続化給付金をもらいましたが、この支援金の申請はできますか。

(答)この支援金は、コロナ禍において、誓約書にある感染拡大を防止するための取組をしながら営業している施術所であれば申請できます。

18 市町村が支援する給付金をもらっていますが、この支援金の申請はできますか。

(答)誓約書にある感染拡大防止のための取組をしながら営業している施術所であれば、申請できます。

19 県から申請書が届きません。

(答)9月30日までに開設届をしている施術所には、県から申請書を郵送しています。それ以降であれば、県ホームページからダウンロードしてください。なお、開設届がまだでしたらお住まいの福祉保健所で届けをした後、申請書をもってください。

20 柔道整復師と鍼接骨院あてに2通申請書が届きましたが、それぞれで申請ができますか。

(答)鍼灸と、柔道整復それぞれ開設届をしていれば、2施術所分の申請ができます。

21 申請書への押印は、シャチハタでもよいですか。

(答)かまいません。

22 受領委任払い制度を利用して施術を行う施術者が、自身の施術所をもっていないため、他の施術所に勤務している。このような開設者は申請の対象にはなりませんか。

(答)施術所を持っていなくても、開設届をしている
施術者は対象になりますので、申請できます。

23 ガイドラインとは何ですか。

(答)「鍼灸マッサージ施術における新型コロナウイルス
感染防止ガイドライン」、「施術における新型
コロナウイルス感染防止ガイドライン」で、これに
示されている感染防止対策を行っていることが、
申請の条件になります。

24 営業証明は、毎月になると枚数が多すぎるの
で、1ヶ月分だけでよいですか。

(答)毎月分が必要ですが、令和2年度の各月の次
締めページでかまいません。そのとき、年度が
明記されていない場合は、令和2年度と記載して
ください。(押印必要)

25 売上台帳は点字のため、点字で提出してもよ
いですか。

(答)点字以外のものを提出してください。

26 申請書の送付先はどこですか。

(答)県庁医事薬務課に送ってください。